マイナンバー提示のお願い

平成28年
1月から
マイナンバー制度
スタート!

マイナンバーは、国民一人ひとりがもつ12桁の番号です。
また、企業などの法人にも13桁の法人番号が指定されます。

※ 平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続にマイナンバーが必要になります。

JAでもマイナンバーを扱います！

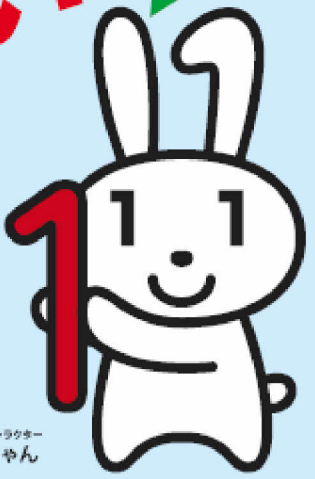

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

JAでマイナンバーが必要な主な取引

法令により個人・法人を問わず、マイナンバーの提示が必要です。

「個人番号カード」または「通知カードおよび運転免許証などの本人確認書類」をご持参ください。

個人のお客さま

- 投資信託・公共債など証券取引全般
- マル優・マル特
- 財形貯蓄（年金・住宅）
- 外国送金（支払い・受け取り）など
- 共済金の受け取りなど

法人のお客さま

- 投資信託・公共債など証券取引全般
- 定期貯金・通知貯金
- 外国送金（支払い・受け取り）など
- 共済金の受け取りなど

※JAでは、マイナンバーを法定調書や非課税申告書などへの記載などに利用します。
※平成28年1月の制度開始前でも、JAからマイナンバーの提示をお願いすることがあります。

マイナンバーの取扱いには、厳格な保護措置が設けられています。

マイナンバーを悪用した詐欺行為にご注意ください！

不審な電話などがありましたら、JAまたは警察にご連絡ください。

JAバンク　JA共済

マイナンバーの取扱いには厳格な保護措置が設けられています。

特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の適正な取扱いが求められます。
マイナンバーは法令で定められた範囲以外での利用が禁止されています。

マイナンバーには利用、提供、収集の制限があります

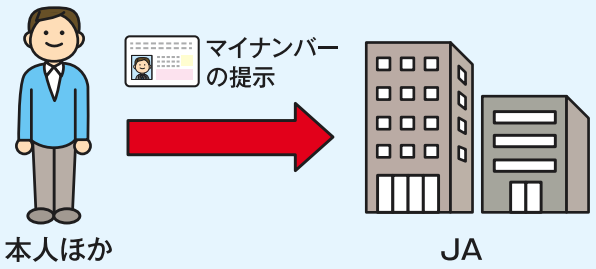

マイナンバーの利用範囲の制限

法令に規定された社会保障、税及び災害対策に関する行政手続に限定されています。

マイナンバーの提供の求めの制限

社会保障及び税に関する手続書類の作成が必要な場合など、法令で定められた場合に限って、本人などに対してマイナンバーの提供を求めることができます。

特定個人情報の提供や収集の制限

法令で限定的に明記された場合を除き、提供、収集をしてはなりません。

マイナンバーを悪用した詐欺行為にご注意ください！

不審な電話などがありましたら、JAまたは警察にご連絡ください。

制度実施の流れ

平成27年10月～
マイナンバーの通知開始

平成28年1月～
●社会保障・税・災害対策の手続きで、マイナンバーの利用が開始
●申請者に、「個人番号カード」を交付

平成29年1月～
国の行政機関の間で、情報連携を開始（予定）

平成29年7月～
地方公共団体なども含めた、情報連携を開始（予定）

マイナンバー制度に関する詳細はこちら
▼
マイナンバー　検索

マイナンバーの取扱いに関する詳細はこちら
▼
特定個人情報保護委員会　検索

※本リーフレットは、平成27年7月時点の情報にもとづいて作成しております。

JAバンク　JA共済

マイナンバー提示のお願い

マイナンバーは、国民一人ひとりがもつ12桁の番号です。
また、企業などの法人にも13桁の法人番号が指定されます。

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

JAでもマイナンバーを扱います！

JAバンク　JA共済

マイナンバー制度が はじまると、どうなるの？

Q&A

国民の一人ひとりにマイナンバー（12桁の個人番号）が割り当てられ、平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続で利用がはじまります。それに伴い **JAでも、投資信託や外国送金などの手続きで、マイナンバーを取扱います。**

Q 制度はいつからはじまるの？

A **平成28年1月から開始**されます。
また、制度開始前でも、JAからマイナンバーの提示をお願いすることがあります。

Q JAでのマイナンバーの利用目的は？

A 投資信託や外国送金などに関する法定書類などに**マイナンバーを記載**し、税務署などに提出します。

Q 個人情報が漏れたりしない？

A マイナンバーの取扱いには、厳格な保護措置が設けられています。
法令で定められた目的以外でマイナンバーを利用することはできません。

Q 法人番号とは何のこと？

A 法人には13桁の法人番号が指定され、インターネットを通じて公表されます。
個人のマイナンバーとは異なり、**どなたでも自由に利用可能です。**

Q すでに取引しているけど、マイナンバーの提示は必要なの？

A はい。
平成27年12月以前から**投資信託などの取引をされているお客さま**も、マイナンバーの提示が必要となります。

Q 法人でも法人番号の提示は必要なの？

A はい。
法人のお客さまも、**法人番号の提示が必要**となります。
ご協力、よろしくお願いいたします。

お客さまからマイナンバーの提示が必要な主な取引

法令により個人・法人を問わず、マイナンバーの提示が必要です。

「個人番号カード」または「通知カードおよび運転免許証などの本人確認書類」をご持参ください。

個人のお客さま

- 投資信託・公共債など証券取引全般
- マル優・マル特
- 財形貯蓄（年金・住宅）
- 外国送金（支払い・受け取り）など
- 共済金の受け取りなど

法人のお客さま

- 投資信託・公共債など証券取引全般
- 定期貯金・通知貯金
- 外国送金（支払い・受け取り）など
- 共済金の受け取りなど